

平成 26 年

原告 特定非営利活動法人 空援隊

被告 国

## 原告準備書面 8

平成 28 年 9 月 13 日

東京地方裁判所 民事

御中

原告訴訟代理人 弁護士 折田 泰宏

同 弁護士 浅井 亮

### 1 平成 21 年度・平成 22 年度の委託事業以前の財源について

原告は、平成 18 年以降海外での遺骨関連情報の収集作業を自主的に行ってきたが、この費用については政府からの援助を受けることなく実施してきた（甲 61 ないし 65）。

具体的には、会員からの会費、寄附と借入のほか、参加者から徴収する旅費（御遺骨関連情報収集事業による収入）である。

平成 23 年度以降も同じような形で活動を続けている。

原告の活動の拠点は、主にサイパンであるが、現在は、被告国との間に何らの契約関係も有していないため、遺骨の情報の収集その他調査活動に対して何らの費用も拠出されていない。

一例として、サイパン島アチュガオ区画番号 014B08 のトカチェフ氏所有の土地で 2014（平成 26）年 9 月 3 日から 7 日までの間、KUENTAI-USA（原告がアメリカにおいて活動するために立ち上げた団体）及び原告によって試掘、地中調査がなされ、現地の考古学に関する

コンサルティング会社 S H A R C によって監督がなされた。

この調査によって、一体の人骨が発見され、遺留品などの状況から 1944年7月7日の戦闘で亡くなった日本兵である可能性が高いとの結論に達しているが、国と何らの契約もない原告らが遺骨の収集を行うことが許されず、埋め戻して鉄杭を打ち、考古学地図上にその場所を記載して調査を終了している。

その後、厚生労働省及び在サイパン日本領事館は、上記調査を監督していた S H A R C から情報提供があったとしたうえで、同箇所を発掘し、遺骨を収集している（甲66の1、2）。

このことについて、被告は、調査の主体である KUENTAI-USA 及び原告に対して、何らの報告もせず、また、調査に要した費用を支払うこともないまま、自らの遺骨帰還事業の成果として広く喧伝している。

## 2 イフガオの仮安置所建設費用について

イフガオの仮安置所建設費用は、被告と協議のうえ、原告が負担し、現地の土地所有者が建設をしている。

原告と被告との協議では、翌年度の委託事業の中に遺骨の保管を加え、この費用の中から回収するということとなり、実際に翌年度の委託費の中から立て替え分を回収している。

## 3 パルマ氏が交付した領収書の有無

火葬場に関する費用についてのパルマ氏とのやり取りに関する資料は、空援隊のフィリピン本部に保管していた。

しかし、平成22年と平成25年の洪水により本部事務所が被害にあったため資料の大半が失われてしまっている。

現在残されているのは、平成22年12月15日付の15,907,800円分に関しての支払証明書のみである（甲67）。この証明書は、建設当時に作成したものではなく、事後的に確認のために発行したものであるが、残りの17,916,500円分の証明書については所在が不明である。

#### 4 パウパウツアーズに原告が欠損金の支払をした理由について

被告は、事後的に費用が発生した場合でも、事前に決定した金額以上の金額を出すことがなかったため、被告とパウパウツアーズの窓口になっていた原告がパウパウツアーズに支払いをしている。原告は、パウパウツアーズに費用を負担させてしまうと、今後のサイパンでの活動に支障が出てしまうために、このような対応をせざるを得なかった。

#### 5 ラグットラーニングイン保管料について

原告は、ラグットラーニングインにおける遺骨保管料のうち、10,000ドルについて、被告から支払いがなされることを示した平成21年5月15日付の金澤氏のメール及びこれに対する原告事務局倉田氏の返信を証拠として提出している（甲20）。

今般、このときの領収書を情報公開請求により取得したため提出する（甲68の1, 2）。この領収書では、コテージ6棟で1日1,800ドル、会議室1日400ドルで計2,200ドルがかかる計算で5日間で11,000ドルを支払ったこととなっている。

しかし、実際には1日あたり約5万円であることは被告作成書面からも明らかである（甲19）。そして、この書面において、当時すでに総額約300万円に達する状況であったことも示されている。

この点、原告は、平成21年5月21日に遺骨保管料として218万円を出金しており（甲69）、被告の11,000ドル（当時1ドル85円程度）と合計するとおおよそ300万円程度になる。

すなわち、当時ホテルに支払うべき費用は300万円であったところ、事前に被告から10,000ドル程度の保管料が支払われると聞いていた原告が、足りない部分を送金する手配を行なったところ、実際には被告から11,000ドルが支払われることとなり、これらを併せてホテルに支払いを行ったことがわかる。

なお、被告が5日間の保管料として11,000ドルを計上しているのは、被告らの職員が滞在している期間中の諸経費として支出するのが

最も簡便に支出できるからであると考えられる。

このように、遺骨保管料の領収書は、原告の主張を裏付ける証拠であると同時に、被告が作成する領収書類の名目と実態がかい離していることを示す証拠であるといえ、被告が様々な名目で原告に費用を支払おうとしていたことも明らかにしている。

#### 6 平成24年12月17日のパルマ氏への支払いについて

原告は、平成24年12月17日から14日までの遺骨情報調査（原告準備書面4の14頁2行目は平成22年としているが、平成24年に訂正する）において、被告から火葬場の維持費として12,000ドルの現金を受け取ったと主張しているのに対し、被告は、土地使用料3,000ドル及びテント使用料2,400ドルを支払ったのみであると主張している（被告準備書面（6）16頁）。

今般、情報公開請求により当該土地使用料及びテント使用料に関する領収書類を取得したため、これを提出する（甲70、71）。

ところで、当該調査期間における活動は、甲13号証の最後の4枚で記されているが（12月19日以降、原告はオーストラリアに移動）、スービックで活動しているのはパルマ氏との火葬場についての打ち合わせをした12月18日のみであり、厚労省側職員3名（土元、石垣、山口）と通訳などが同席したのみであり、作業員などは同行していなかった。この点については、被告の調査日程表からも明らかである（甲72）。

このような火葬場に関する協議において、土地を借りたりテントを借り上げたりする必要性はまったくない。また、土地使用料及びテント借上料ともに3日間となっているが、そもそも滞在が1泊のみであって、実態と異なる内容になっていることは明らかである。

このことから、これらの支出は実態のない架空のものであるということが出来る。

さらに、この調査時における自動車借上料をみると、12月19日及び21日に大型バスを借り上げているが（甲73）、19日はマニラ警

察と打ち合わせ、国立博物館との打ち合わせをしたうえで遺骨の整理（国立博物館内に保管されているものを指している）を行っており、21日は遺骨の整理と日本国大使館との打ち合わせをしているのみであり、大型バスを借り上げるような行動はしていない。

また、12月19日から21日にかけてはマニラ市内での作業、打合せのみであり、そもそも1日車を借り上げる必要があったかどうかも疑わしい。

そのうえ、車の借上料の単価をみると、半日400ドル、1日800ドルとなっている。これに対し、他の調査時の単価をみると、平成23年9月17日では半日チャーター300ドル、1日600ドルで（甲74の1，2）、平成27年9月12日では半日300ドル、1日500ドルとなっている（甲75の1，2）。これらについても本調査時には不必要に高く計上していた可能性がある。

以上のことからすると、被告は、土地使用料及びテント借上げ料、さらに大型バスの借上げまで架空で計上したうえに、他の車の借上げについても高く設定するなどし、火葬場の維持費12,000ドルをねん出したものということができる。

以上